

平成六年政令第五号

労働基準法第三十七条第一項の時間外及び
休日の割増賃金に係る率の最低限度を定め
る政令

内閣は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十
九号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政
令を制定する。

労働基準法第三十七条第一項の政令で定める
率は、同法第三十三条又は第三十六条第一項の
規定により延長した労働時間の労働については
二割五分とし、これらの規定により労働させた
休日の労働については三割五分とする。

附 則

この政令は、平成六年四月一日から施行す
る。

附 則（平成十一年一月二十九日政令第一
六号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行す
る。

附 則（平成十二年六月七日政令第三〇
九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。